

(22) 平成20年度道路整備予算財源内訳等

①道路整備関係国費

(単位：百万円)

区 分	20年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A)/(B)
特定財源	3,407,629	3,407,629	1.00
揮発油税	2,839,498	2,839,498	1.00
石油ガス税	13,231	13,231	1.00
自動車重量税※	554,900	554,900	1.00
貸付金償還金等	97,236	81,428	1.19
一般財源	23,493	0	—
合 計	3,528,358	3,489,057	1.01

- <注> 1. 平成20年度の特定財源税収は、前年度と同額としている  
 2. 自動車重量税※は法令上特定財源とする規定はないが、運用上国分の約8割(77.5%)は特定財源として扱われている  
 3. 貸付金償還金等は、道路開発資金貸付金償還金、雑収入等、社会資本整備事業特別会計の固有の収入である

②地方費

(単位：百万円)

区 分	20年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A)/(B)	
所 要 額	直轄事業負担金	683,371	599,917	1.14
	補助事業負担金等	559,898	444,837	1.26
	地方道路交付金事業	572,110	570,185	1.00
	機構・公社等への出資金等	73,438	74,043	0.99
	地方単独事業	2,130,000	2,260,000	0.94
合 計	4,018,817	3,948,982	1.02	
財 源 内 訳	特定財源	2,202,600	2,202,600	1.00
	地方道路譲与税	307,200	307,200	1.00
	石油ガス譲与税	14,000	14,000	1.00
	自動車重量譲与税	359,900	359,900	1.00
	軽油引取税	1,036,000	1,036,000	1.00
	自動車取得税	485,500	485,500	1.00
	一般財源	1,816,217	1,746,382	1.04
合 計	4,018,817	3,948,982	1.02	

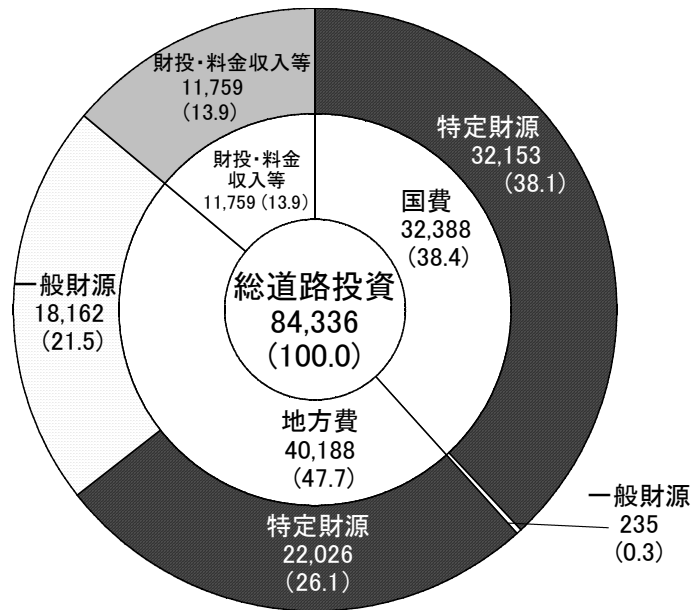
- <注> 1. 平成20年度の特定財源税収は、前年度と同額としている  
 2. 地方単独事業の計数は、見込値を含み変動することがある

### ③道路投資の財源構成及び事業別構成

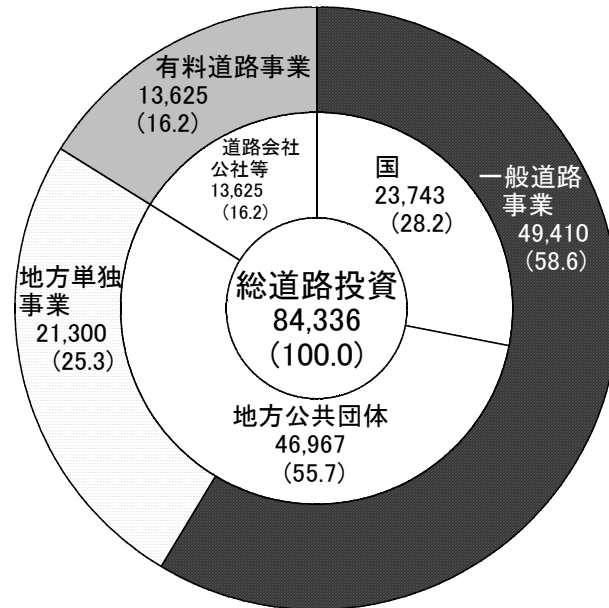
(単位：億円)

( ) 内は構成比 (単位：%)

#### 1) 財源構成



#### 2) 事業別構成



- <注> 1. 平成20年度の特定財源税収は、前年度と同額としている  
 2. 総道路投資には、道路特定財源を活用した関連施策に係る経費を含まない  
 3. ①の国費の特定財源には、貸付金償還金等を含む  
 4. ②の事業別構成において、外円は事業別、内円は事業主体別  
 5. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある

④その他

道 路 特 定 財 源 一 覧

税 目		道 路 整 備 充 当 分	税 率	平成19年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額	(暫定税率) 48.6 円/ℓ (本則税率) 24.3 円/ℓ	28,395 (28,449)
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地 方に譲与される。)	(本則税率) 17.5 円/kg	132 (140)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約8割 (収入額の2/3は国の一般財源で あるが、税創設及び運用の経緯 から約8割(77.5%)相当額は道 路財源とされている)	[例]自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,549
	計			34,076 (34,138)
地 方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額の全額 (揮発油税と併課される) 58/100：都道府県及び指定市 42/100：市町村	(暫定税率) 5.2 円/ℓ (本則税率) 4.4 円/ℓ	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2 ：都道府県及び指定市	石油ガス税を参 照	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3 ：市町村	自動車重量税を 参照	3,599
	軽油引取税 昭和31年創設	全額：都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1 円/ℓ (本則税率) 15.0 円/ℓ	10,360
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10：都道府県及び指定市 7/10：市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,855
	計			22,026
合 計				56,102 (56,164)

- 注) 1. 税収は平成19年度当初予算及び平成19年度地方財政計画による。なお、( ) 書きは、決算調整額(税収の平成17年度決算額と平成17年度予算額との差：揮発油税及び石油ガス税について、2年後の道路整備費で調整することとされている)を除いた額である
2. 自動車重量税の税収は、収入額の国分(2/3)の約8割(77.5%)相当額である
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)
4. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある
5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成19年度税収は17,477億円、軽自動車税の平成19年度税収は1,636億円(いずれも平成19年度地方財政計画による)